

■日時：平成29年1月10日（火） 13:30～15:30

■場所：篠山市役所 本庁舎3階301会議室

■出席者：篠山再生計画推進委員会委員（出席5名、欠席1名）

政策部長、まちづくり部長

庁内担当職員（行政経営課、地域整備課）

■傍聴者：1名（記者1名）

■会議次第

1 あいさつ

2 進行スケジュールについて

3 現地確認

公用車乗合せにて現地へ移動、現地の状況確認および地域整備課からの説明

4 篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について

(1) 篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領に基づく意見について

(2) 事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと

(3) 事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと

(4) 質疑応答・意見とりまとめ

5 その他

6 閉会

■ 会議要旨

(関係職員N) (開会の宣言、欠席委員について報告、事前配布・当日配布資料の確認)  
次第1. あいさつとして、まずは委員長よりあいさつをお願いします。

## 1 あいさつ

(委員長) (委員長よりあいさつ)

(関係職員N) 委員長から話があったように、本日は委員の皆様へ現地視察いただき。寒い時期ではあるが、ご協力をお願いします。

## 2 進行スケジュールについて

(関係職員N) 次第2. スケジュールについてご報告する。本日の議題が朽梨辻東線という市道の、大規模法面の工事の投資的事業の審査を行っていただく。このあと、この会場を一旦出て、公用車乗合せでご案内する。その後もう一度ここに戻ってきて審査いただく。早速ではあるが、公用車の場所まで担当がご案内する。貴重品はお持ちいただき、移動をお願いします。

## 3 現地確認

(全出席委員、まちづくり部長、政策部長、地域整備課担当職員、行政経営課担当職員) <公用車乗合せで現地へ移動、法面崩壊現場へ、北側より進入。地域整備課担当職員より、現況及び図面を参照しながら崩壊の状況や程度、今回の工法などについて説明する。  
その後、現場南側へ移動し、再び地域整備課担当職員による説明や委員の質疑応答を行う。>

#### 4 篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について

##### (1) 篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領に基づく意見について

(委員H) 会議次第4. 篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見に入る。(1) 篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領に基づく意見について、審議の進め方等、事務局より説明願う。

(関係職員I) (資料1に従い投資的事業の選定に関する要領等について説明)  
資料1頁をご覧いただきたい。今回は篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領に基づき審議いただく。具体的には、篠山再生計画をもとに財政健全化に取り組んでいる最中に一定規模以上の投資的事業を行う場合には、市長が篠山再生計画推進委員会に意見を求め、その意見を参考に選定事業の決定を行うというものである。  
まず、対象事業は第2条の各号に記載のとおりで、今回の事業費約1億1千万円である、市道朽梨辻東線 大規模法面工事は、同条第1号の「新規に着手する事業で、予定事業費が1億円以上のもの」に該当するとして、市長が委員会に意見を求めたものである。  
次に、委員会で審議いただきたい事項は要領第3条1号「事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと。」、同条第2号「事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと。」の2点をともに満たしているかどうかである。  
担当からそれぞれ基準を満たしていることを、資料2の投資的事業審査調書で概略を説明、資料3以降で具体的に説明するので、ご確認いただきたい。  
質疑応答を経て意見をとりまとめ、委員会から意見書という形で市長へご提出いただきたい。以上が投資的事業に関する審査の概略である。

(委員H) 今の説明で質問等はないか。(⇒質問なし)  
今回は、事務局より説明のあった、第3条の各号に適合しているかどうかを判断するものである。対象事業である「市道朽梨辻東線 大規模法面工事」について、説明をお願いします。

##### 4 (2) 事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと

(関係職員A) 本日は、年明け早々にまちづくり部が所管する懸案事項についてご審議を賜り御礼申し上げます。簡単に、これまでの経緯を含めご説明する。  
市道朽梨辻東線の大規模法面工事は、平成26年8月の台風11号の豪雨に伴い、西側の山腹法面が崩落し、擁壁を一部破損し、市道に土砂が流出したという被災であった。これについては国の災害復旧の査定を受け、道路災害として災害復旧の工事中であったが、平成27年7月、その工事中に再度台風に伴う豪雨によって被災し、ご覧いただいた状況となった。こちらとしても、再度災害査定を受け災害復旧を進めるべく手続き等を進めていたが、国の指示により道路災害から地すべり災害に切り替えて再度災害復旧の査定を受けるため、ひずみ計や水位計、伸縮計、傾斜計といった器具機械を設置し継続的に観測を行い、関連性が説明できる資料を作成して逐次県を通じ国へ協議・交渉を行ってきたが、現状では観測結果の動きが小さいということで、国からは、今すぐの査定はできないと回答を受けている。

しかしながら、当該市道は地元の方々の生活道路であり、また高校生の通学路として利用しているといった状況から、地元集落から早期の復旧を望む声が多く寄せられている。したがって、災害復旧から切り替えて、平成29年度に社会資本整備総合交付金事業での採択、事業実施を目指しているため、ご理解賜りたい。詳細については担当者から説明申し上げる。

(関係職員S)

資料2の篠山再生計画推進委員会用の投資的事業審査調書をご覧ください。先ほどの説明と重複するところもあるが内容をご説明する。

担当部署は、市道を管理するまちづくり部地域整備課。事業名は「市道杵梨辻東線大規模法面工事」。事業種別は「独立または新規で整備・建設する施設や設備等」となる。後期は平成29年4月1日から平成30年3月31日の一年間を予定している。事業概要としては、延長57.5m、掘削土量は2600m<sup>3</sup>。植生基材吹付工面積は920m<sup>2</sup>、吹付砕工面積1,320m<sup>2</sup>。岩盤までアンカー杭を打つ本数が67本。表面排水をするU型水路が延長74m。後はアスファルト等の舗装修繕が延長350mを計上している。今現在もしている、現状の水位計やひずみ計等の設計観測委託が一式である。

事業の目的としては、早期に工事を行い通行止めを解除し、市民の公共福祉に寄与するためである。

想定事業費および財源は、総事業費が1億1,411万8千円、そのうち国庫支出金が5,820万円、地方債が4,170万円、一般財源として1,421万8千円である。

なお、委員会後の大幅な事業費増額の可能性については、今後台風や豪雨により、崩壊状況に変化がない限り変更はない。

次に篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領との適合性、要領第3条第1号との関係を説明する。

必要性につき、当路線は地元市民の生活道路および農耕用の道路となっている。また、国道372号線の峠には歩道もなく狭小区間が多いため、当路線が篠山東雲高校の通学路のう回路として学校が指導している。地元自治会からは、イベント等国道372号線の渋滞時の抜け道として利用されていることから、一般的に早期の工事着手と完成を望む声が多く寄せられている。

緊急性につき、平成26年8月の台風11号により崩壊した当路線は、工事中の平成27年7月に台風11号により再度崩壊し大規模に法面が崩壊崩落したため、早期に工事を行い、三度の崩壊崩落を未然に防止したい。

優先性につき、市民生活における「安全で暮らしの環境が整ったまち」づくりに向けて、安全・安心な生活道路・通学路の確保が優先されている。また、市の修繕の方針として、要望から2年を目途に適正に実施することとしている。

つづいて資料3、事業の詳細についてご説明する。

(関係職員B)

現地でもご説明したが、追加等でご説明する。現地でも雨が230mmとご説明したが、この平成27年7月17日から18日の雨で、地域整備課が所管する市道や普通河川では、ここと合わせて合計12件被害があった。資料3の5頁、左上の写真は被害箇所を上空から撮影したものである。右上の写真は、被害箇所の一番上に登ったもので、1m50cm程度のズレ、滑落崖が発生している。このような塊が再度、230mmのような大雨が降れば崩れる可能性もあるため、早期に修繕・復旧していきたいと市としては考えている。

6頁では、費用が1億円以上と高額になるため、経済比較をしている。2案載せているが、①排土案と②抑止工案である。②の抑止案は、現地で説明した、アンカーを打ち止めるもの。①の案は、簡単に言えば危険な土を取ってしまうという工法であるが、法面が緩くなる分範囲が広範になるため、経済比較をすると、②案と比べおよそ1.5倍高額となる。そのため、今回は②のグラウンドア

ンカーによる工法を計画している。  
資料7,8頁は、今回計画している図面である。

#### 4 (3) 事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと

(関係職員 I) 資料2で概略を、資料4で具体的な内容をご説明する。  
資料2の3頁をご覧いただきたい。本事業は国庫金を受け、国庫金以外には地方債を活用し、残りを一般財源で賄い実施する。  
そのため、収支見通しへの影響項目は、地方債を借入れることによる後年度の元利償還金相当となる公債費の増、そして一般財源相当額が投資的経費の増、それに伴う歳入歳出差引額や地方債残高に表れる。  
額はのちほど資料4で説明するが、結論としては本事業を実施しても計画策定時、つまり平成21年9月時点の収支見通しと比べ、悪化するおそれはない。  
計画策定時に比べ、現在の収支見通しでは基金残高や歳入歳出差引額など多くが改善しており、よほどの大規模な事業を実施しないかぎり悪化することは考えられないためである。  
具体的には、資料4の9頁をご覧いただきたい。  
今回の総事業費は1億1,411万8千円で国庫金が5,820万円、地方債が4,170万円、残りは一般財源として1,421万8千円を予定している。  
地方債は公共事業等債という区分を活用予定である。この地方債は補助事業費から国庫金を除いた90%まで借入れることができるが、本来は50%のところ、かねてより地方財源不足対策の一環として充当率が40%加算され、90%に引き上げられているもの。その40%部分の半分に交付税算入がある。  
収支見通し上の影響項目は先にご説明したが、影響額については、地方債の借入に伴う償還額を20年借入3年据置、金利1.3%で試算すると、平成30年度から平成32年度までは据置期間となり、元金を償還せず利息のみ支出するため、年間約50万円。平成33年度からは元金の償還が始まるため、年間最大300万円の公債費と見込んでいる。最大とは、元金均等で借入れたとき、年々元利合計の支出額が減少することに起因する表現である。  
収支見通しの表は億円単位であり、先ほどの額であれば利息は0.005億円、元金の償還が始まっても0.03億円であり、0.1億円未満となる。表は10頁をご覧いただきたいが、公債費では額が少額のため影響が見えない。したがって、公債費と連動する交付税の算入も当然のことながら影響が見えない。  
唯一、一般財源相当額が投資的経費に上乘せされ、5.0億円から0.2億円追加し5.2億円となる。そのため、歳入歳出差引額も0.2億円悪化し、基金残高も0.2億円減少する。この基金残高減少は当年度だけだが、影響は後年度に続く。  
また、地方債残高の増額があるが、償還するため、最初は0.4億円の増加、後半は0.3億円の増加と見込んでいる。  
これらは最新の収支見通しへの影響であるが、最新の収支見通しでは計画策定時の収支見通しから全ての年度において、歳入歳出差引額でマイナス幅が減少し、収支バランスが取れる時期が1年前倒しの平成31年度となっている。また、基金残高は全ての年度でほぼ倍増している。  
9頁下段に記載しているとおおり、最新の収支見通し上の影響額はわずかにあるものの、要領が求める、計画策定時の収支見通しとの比較では、歳入歳出差引額や基金残高が大幅に改善している状況下で当事業を実施したとしても計画策定時の収支見通しより悪化するおそれはない。  
以上、要領第3条第2号に適合していることの説明とし、この後ご審議をお願いする。

#### 4（4）質疑応答・意見とりまとめ

- (委員H) 委員の皆様から、説明および現地確認の内容等についてご質問いただきたい。まず私から、市が負担するのはどの額になるか。地方債と一般財源か。
- (関係職員I) そのとおり。一旦は地方債を借り入れ、次の年から償還が始まっていく。それがまず市の負担となる。国庫補助事業の対象の90%まで地方債を借りられるので、残り10%と補助対象外の工事があればその部分が一般財源扱いとなる。その部分は自己負担である。初年度には一般財源相当額と、後年度からは償還。それ以外は国庫金で賄われる。
- (委員H) 要領第3条第2項の「事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと」について、説明ではおそれはないということだったが、委員の皆様からご意見等あるか。  
(⇒特になし)  
また後にもご意見を伺うが、このことについてはよろしいか。  
では、事業に関して質問があれば。
- (委員O) 必要性に関して伺いたい。必要とは分かるが、現地を通る限り、狭い道であり車1台でいっぱい、対面通行もできない。東雲高校の生徒が通るといふことではあるが、この説明だけでは必要性が100%理解できなかった。必要性について、補足するようなことはあるか。
- (関係職員S) 補足として十分でないかもしれないが。篠山市で管理する道路は約830kmある。片側1車線の道幅の市道以外は、大半が4～5m幅の道路である。ましてこの道路は、辻地内国道372号線から向井、朽梨や県道173号線へ通り抜けできる市道となっている。利用者数や道路の構成からすると小さい道と見えるが、基本的には市道は大半が同様のものであり、現況通れる道を復旧していく方針である。
- (委員H) たとえば、埋まっている道を廃止するとか、復旧させなくていいとなった場合は、法面の工事はしなくてもいいのか、必要であるのか。
- (関係職員S) 現場を見ていただいたとおり、現在市道自体は埋まっている。それと田んぼとの間にあの谷の排水路が通っている。あの状況をそのまま放置しておくと、土砂等が排水路に流入し、越流して集落のほうへ水が行ってしまうので、排水路の確保も必要となる。安全対策からすると、排土等が必要である。そうになると、道路を廃止するとしても整備は行わなければならない。整備をするならば、道路と合わせて整備をしていきたい。
- (委員E) 先の説明にもあったとおり、三度目の崩落の可能性がある。道路を廃止するにしても、現地を見ると、そのまま放っておくわけにはいかないと思う。素人考えではあるが、元の道を復旧するのは絶対なのか。あれ以上崩落しないような工事をし、そこは山の範囲として、現在と違うところへ道を通した方がストンと行く気がするのだが、そう簡単にはいかないものか。
- (関係職員B) 現地は国道からの谷を広い範囲で受けている排水路がある。箱谷側からも排水

が流れてきている。地域の方にも確認を取ると、現地は水の合流点であり、道を動かすと、排水路が屈曲し、より悪い状況に移動することになる、今の水の流れが余計悪くなるということである。あのあたりは水に浸かったとも聞いており、いまの市道の位置に再度市道を作ることが最善の復旧方法と考えている。横に道を作ると水の流れが悪くなり、山の崩壊は止められるが今度は降った雨に対して周囲が水浸しになるとか、排水不良のため下手をすると床下浸水になるとか、そのような懸念があるため現在の位置での復旧と考えている。

- (委員E) 水路は、現況を確実に確保していないと集落に水が行くということか。
- (関係職員B) そのとおり。
- (委員E) ならば、その水路は心配であればより大きなものとし、なおかつその先へ大きく道を造るというのはどうか。工事費の面では余計にかかるということか。
- (関係職員B) そのケースでの工事費を比較はしていないが、今ある水路を振り替えることになるので、用地買収等も発生する。用地買収については相続の関係などの問題が発生するし、地域から聞き取った、この辺一帯が浸水するという事、この排水路を屈曲させることによりここで溢れてしまうということ。今は綺麗にしているが、土砂を2回清掃している。ここへはかなりの水がきて、この辺一帯水浸しになったと聞いている。周辺から排水路を一体的に直線にするとなるとかなり規模が大きくなるので、計画しているアンカー工法で止めた方が、経済的には安くなると考える。単純に、土を取れば放っておいていいという状況ではない。土を取って、何らかの対策を取らなければならない。そのままにしても付帯の工事が要るので、アンカー工法が一番経済的であると考えている。
- (委員E) 集落から水対策に関するご意見が寄せられているのであれば、従来通りの水路ではなく工夫をしなくてよいのか。
- (関係職員B) 水路自体は大きく触ることは考えていない。一部改修をし、屈曲さえしなければ、プラス土砂が溜まらなければ通常に排水はするので、市道としての維持管理や、地域にも草刈り等管理をお願いしていく。
- (委員E) あくまでも法面がこれ以上崩落しないような工事と、水路についても原状復帰と言う形なのか。
- (関係職員B) そのとおり。
- (委員E) これまでも溢れたりしていたなら、どうせ工事するのなら一緒に（水路等も）した方が効果があるのでは、と思うのだが。
- (関係職員B) ご意見はもっともであるが、当初考えていた災害復旧事業であるとか、今回の国庫補助事業については「必要最小限」を求められており、水路の改修プラス改良などについては対象外となるので、この事業での取組みは難しい現状である。
- (委員E) 後々、二重手間のようなことになるのなら、と考えたのだが、色々な制約があり難しいようだ。

- (委員 T) 仮にH29年度4月に着工し、8月頃に想定外の、H26, H27より大きい台風で雨が降ったりしたときに工事中で、そこでまた工事が長引いて工費が予定より高くなるという可能性はあるか。8月にはそういう事態にも対応できる状態なのか。
- (関係職員 B) 一度被災後に再度被災した経緯から、工事は台風シーズンは避けなければならないと考えている。もし、今回の230mm程度やそれ以上の大規模な雨が降れば、大規模に崩壊する可能性はある。そのような場合には、現在は社会資本総合整備事業で予算計上しているが、災害復旧事業へと切り替えて早期に復旧するようなことを考えている。
- (委員 T) 1億1千万円が、2億や3億になるということはないのか。
- (関係職員 B) 大規模に崩壊すれば、崩壊の仕方にもよるがその可能性はある。
- (委員 T) まったく違う工事になるということか。
- (関係職員 B) 事業が変わってくる。今回の国庫補助金より率も変わってくるし、起債の充当の関係も変わってくる。
- (委員 T) この計画自体が根底から崩れるというようなことではないのか。
- (関係職員 B) 根底から崩れるということではない。事業自体が、違うメニューから進めていく方が財政的に有利になるし、スピードも速くなるのでそちらの方で検討し直すことになる。
- (委員 T) 参考までに、工期を1年とってあるが、実際着工してそれぐらいかかるのか。
- (関係職員 B) 実際にアンカーを打つとか、コンクリートをするなどの状況になればそう長くはかからない。だが、それに至るまでの準備などがある。工事車両が入ってくる道の確保や伐採、材料も一般的にあるものではないのでそれを作る時間等もある。1年間程度は必要であると考えている。
- (委員 H) 工事に入ったとき、国道372号線へ出る道などは通行止めになるのか。
- (関係職員 B) 工事車両は使わせてもらうが、通行止めは考えていない。前回していた工事では、近くの田んぼをお借りして工事を進めていた。今回もそのように地域の方にご協力いただいて進めていきたい。
- (委員 H) 工事する山の所有者は個人のものなのか。
- (関係職員 B) 山の所有は、一部個人と、大部分が朽梨と箱谷の自治会の山となっている。そこらは、篠山市が修繕する権利を取得し工事を進める。
- (委員 Y) 先ほども必要性の話があったが、現地へ行ったとき、他に通る車がなかった。利用する車の数はどれぐらいなのか。
- (関係職員 S) 車の利用台数は調査をしていない。ただ、東雲高校の生徒で、クラス数が少ない中、篠山丹南方面から南回りで国道372号線を通る方が約10名程度あると、教頭先生からお聞きしている。

- (委員T) 現地の近隣に残土処理場があったが、そこの兼ね合いはどうか。残土処理場はあれ以上大きくならないか。工事箇所の方まで拡大するようなことは。
- (関係職員A) 篠山市内の工事業者の残土処分場ということで、昨年篠山市のまちづくり条例に基づく開発の許可を受けていま工事を進められている。それは細工所や朽梨、向井といった地元集落にも説明をされ、開発の許可手続きを取られている。開発をする区域は確定しているので、区域内での事業実施が原則である。それ以上面積的に増えることはないと考えている。
- (委員H) 他に質問はないか。  
それでは、皆さんからご意見をいただきまとめていきたい。特に、今回の事業が「必要性、緊急性、優先性が極めて高いこと」に適合しているかどうかという点が非常に大切と思うが、その点についてご意見を頂戴したい。
- (委員E) これは緊急性が高いのでは。平成29年4月1日から平成30年3月31日の工期になっているが、また台風やゲリラ豪雨が来たらどうなるか分からない状況なので、早く実施を。アンカーを打つなど肝心な工程を、地滑りが次に起こらないように先手を打つぐらいの方がよい。状況を見ると、雑木もそう立派ではなく細々としており、根を張って土を湛えられる感じは受けなかった。また崩れるのではと危険性を感じた。するのなら速やかにしていただきたい。地元の方にとってはH26年から大分経ち、不便を感じているのでは。
- (委員O) 必要性についても、昔からある道と思うのでそこが寸断されているのは、地元の方にとっては影響が大きいというのは分かる。委員Yの意見にもあったが、利用する頻度が低いということはあるが、必要性がないわけではない、あると思うので、すべての要件で問題ないと思う。
- (委員Y) 緊急性が高い。放っておくと更に広がってしまい、お金がまたかかるのではと思う。利用は少なそうだが、かといって地元住民の要望があるのに放っておくわけにいかないので、必要性も満たしていると考えます。
- (委員T) 三要件がそろっていると考える。反対等の意見はない。
- (委員H) 必要性というか、道路自体がどの程度活用されているか分からないが、道路があってもなくても工事費自体は変わらないということだし、地元の要望が早急に復旧してほしいというのも当然であるので、必要性、緊急性、優先性が高いと思う。  
では、皆さんからご意見をいただいたのでまとめたい。  
まず、要領第3条第1項、「事業の必要性、緊急性および優先性が極めて高いこと」について、皆さんご同意いただいたので、高いと判断する。  
続いて、第2項「事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと」についても、この事業は適合していると認める。委員の皆さんはそれでよいか。  
(⇒同意の声)  
後は委員Eから、早急に工事を実行してほしいとの意見があったが、あえて附帯事項で付けなくともよいか。
- (委員E) あえては付けなくてよい。



(委員H) 早急に実行してくれることと思う。附帯事項はなしとする。  
意見書は従来どおり、委員長に様式等はご一任いただき、案をメールで送信するのでご確認いただきたい。その後市長に提出する。以上で審議は終了する。  
次第5. その他に移る。事務局から何かあるか。

## 5 その他

(関係職員N) 事務局から2点お伝えする。まず、次回というか、投資的事業でお世話になる案件がある。年末の新聞にも出ていたが清掃センターの件について、方向性が見えてきた。ただ、事業費は調整中であるので、固まり次第お世話にならないといけないと思う。その他、市の施策において発生した場合はまたご連絡するのでお世話になりたい。ひとまずの任期が3月16日であり、微妙な時期ではあるがご協力をお願いします。  
次の2月の広報にて、新たに新任委員の公募の記事を載せる。新しく委員を迎え、新年度新たな体制でお世話になりたいと考えている。

(委員H) 清掃センターの件は、年度内というか、3月までになるのか。

(関係職員N) 事業費が固まってからでないと委員会にかけられない。

(委員H) 3月までにあるかどうかは分からないのか。

(関係職員N) 分かればよいのだが、微妙な時期になると思われる。

(委員H) 他になければ、閉会に移る。副委員長より、閉会の挨拶をお願いします。

## 6 閉会 <副委員長あいさつ>

—以上—